

## 北九州市育児支援家庭訪問事業実施要綱

### (目的)

第1条 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、北九州市とする。ただし、訪問支援者の派遣等事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができるものとする。

### (支援の対象)

第3条 事業の支援対象は、北九州市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。
- (2) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。
- (3) 心身の正常な発達に関して諸問題を有している児童、又は将来的に精神運動、発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭。
- (4) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。
- (5) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。
- (6) その他養育支援が必要と認める家庭。

### (事業の内容)

第4条 対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

#### (1) 次に掲げる専門的相談支援の実施

- ア 安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援
- イ 育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援
- ウ 児童の心身の発達に関する相談・支援
- エ 養育環境の維持・改善等のための相談・支援

(2) 次に掲げる育児・家事支援

ア 授乳、おむつ交換、沐浴等の育児に関する支援

イ 日常生活における調理、洗濯、掃除、買物等の家事に関する支援

(訪問支援者)

第5条 訪問支援者については、以下のとおりとする。

- (1) 専門的相談支援は、各区保健福祉課の保健師や、委託を受けた事業者から派遣された保健師・助産師等が実施することとする。
- (2) 育児・家事支援については、委託を受けた事業者から派遣された訪問員が実施することとする。

(支援の方法)

第6条 養育支援が必要な家庭に対し、中核機関の判断に基づき訪問支援を行う。

- 2 本事業の中核機関を各区保健福祉課におき本事業を実施する。
- 3 別添「養育支援が必要となりやすい要素（例示）」に該当する家庭等について、必要に応じて関係機関から情報収集等を行い、家庭の養育状況を把握する。
- 4 3の結果、支援の必要性があると思われる家庭に対し、その支援内容を明確にした上で養育支援を行う。
- 5 中核機関は、必要に応じて、区の「要保護児童対策実務者会議」等において、訪問支援対象者の援助内容等について協議する。

(報告等)

第7条 訪問支援対象者の経過管理と事業評価のため、必要な帳票類を中核機関に備え付ける。

- 2 中核機関は、子ども家庭局あてに、必要時に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成17年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年10月15日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年8月29日から施行する。